

一般社団法人廣東同郷会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人(以下「本会」という)は、一般社団法人廣東同郷会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は理事会の決議を経て必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、政治的に公平且つ無党無派の立場を取り中国と日本国との友好関係の向上・発展に寄与するとともに、中国広東省を祖籍地とする華僑・華人及びその配偶者・親族につながる人々の親睦並びに福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 中国文化の日本国に対する紹介、普及、及び日本文化の在日中国人に対する紹介その他中国と日本国の国際親善・民間外交
- 二 廣東同郷会会館及び所有資産の運営・維持
- 三 会誌の発行
- 四 会員その他日本国に在留する中国広東省を祖籍地とする華僑・華人及びその配偶者・親族につながる人々の親睦・福祉
- 五 その他前条の目的を達成するに関連ある一切の事業活動

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の要件を満たした者で本会の事業に賛同して入会した個人とする。

- 一 日本国に居住する中国広東省出身者及びその配偶者・子女でかつ日本国政府の居住許可を得ている満18歳以上の者であること
 - 二 理事会において入会の許可を受けた者であること
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、以下「一般社団法人等に関する法律」という)上の社員とする。

(権利)

第6条 会員は次の権利を有する。

- 一 会員総会において議事事項を提出すること
- 二 本会の目的に関する調査又は資料を本会へ報告し発表することができるとともに、本会の事業に関して意見を述べること
- 三 本会の経営する施設を利用すること及び本会の一切の福祉事業に参加すること

(義務)

第7条 会員は次の義務を負う。

- 一 会員は倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。
- 二 本会の定款及び規則等を遵守するとともに本会の議決に従わなければならない。
- 三 会員は本会所定の会費を本会へ支払わなければならない。会費の額及び支払方法は理事会においてこれを定める。
- 四 住所に変更があった場合は遅滞なくその旨を本会に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として、理事会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 会員として倫理に違背し、または本会の名誉を毀損したとき
 - 二 この定款その他の規則に違反したとき
 - 三 その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員総会の日1週間前までに当該会員に通知し、かつ会員総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- 二 当該会員が死亡したとき
- 三 総会員が同意したとき

第4章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般社団法人等に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事(以下「役員」という)の選任及び解任
- 二 役員報酬等の額
- 三 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- 四 定款の変更
- 五 会員の除名
- 六 事業の全部又は一部の譲渡
- 七 解散及び残余財産の帰属の決定
- 八 その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時会員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対して、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
- 3 本会は、会員総会の招集に関し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、その会員総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

- 4 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については 会員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、社員総会の日から、主たる事務所に10年間、その写しを従たる事務所に5年間備え置かなければならない。
- 4 第18条第4項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面は、社員総会の日から3箇月間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員等

(役員を設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 8名以上15名以内
 - 二 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち3名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人等に関する法律に規定する代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事(代表理事以外の理事であって、理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。以下同じ。)とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時
会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時
会員総会の終結の時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任さ
れた理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。増員により選任さ
れた理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事については、再任を防げない。

5 理事又は監事が第 20 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満
了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、
なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、会員総会において定める
総額の範囲内において、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定し
た額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第 27 条 本会は、一般社団法人等に関する法律第 114 条の規定により、理事会の決議をもっ
て、同法第 111 条の行為に関する役員（役員であった者を含む。）の責任を法令の限度にお
いて免除することができる。

2 本会は、一般社団法人等に関する法律第 115 条の規定により、非業務執行理事等との間
に、同法第 111 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 5 万円以上であらかじめ定めた金額又は同法第
113 条で定める最低責任限度額のいずれが高い額とする。

第 6 章 理事会

(理事会の設置)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督

- 三 会長及び副会長の選定及び解職
- 四 その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることができる理事の全員が当該提案について書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。但し、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。
- 3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第22条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、理事会の日から、主たる事務所に10年間、その写しを従たる事務所に5年間備え置かなければならない。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を受けて直近の会員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、及びその写しを従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の

書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時会員総会に提出し、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 事業報告の付属明細書
 - 三 公益目的支出計画実施報告書
 - 四 貸借対照表
 - 五 正味財産増減計算書
 - 六 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- 2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。
 - 3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 4 貸借対照表は、定時会員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 基金

(基金の拠出)

第37条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第38条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第39条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第40条 基金の返還は、定時会員総会の決議に基づき、一般社団法人等に関する法律第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

- 2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第41条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 44 条 本会は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第 45 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告)

第 46 条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、第 36 条第 5 項に規定の公告については、一般社団法人等に関する法律第 128 条第 3 項の規定によって、インターネットによる貸借対照表の開示を行うことができる。

第 11 章 事務局その他

(事務局)

第 47 条 本会に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き、会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律 50 号)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の

登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 第 21 条の規定にかかわらず、本会の最初の代表理事（会長）は陸田二郎、副会長は朱銘江及び符順和とする。

附 則

この定款は、平成 27 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 6 月 11 日から施行する。